

# 精密工学会北海道支部 行事開催に関する規則

## (主 旨)

第 1 条 この規則は、公益社団法人精密工学会北海道支部（以下、「本支部」という）又は本支部会員が、本支部名称を用いた行事を開催することに関し、必要な事項を定めるものとする。

## (用語の定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる行事開催に係る用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 主催

行事の企画および運営を行い、主催者としての全責任を負うことをいう。

(2) 共催

行事の企画又は運営を他学術組織等と共同して行い、共同主催者としての責任の一部を分担することをいう。

(3) 協賛

行事の趣旨に賛同し、必要において金銭的および人的援助することをいう。

(4) 後援

行事の趣旨に賛同し、必要において人的援助することをいう。

## (承認の基準)

第 3 条 本支部又は本支部会員は、本支部規則第 2 条（事業）の目的に合致する範囲において行事の主催を行うことができる。

2 本支部規則第 2 条（事業）の目的に合致する範囲において、他学術組織等との共催、協賛ならびに後援を行うことができる。

3 行事の開催に関して、承認の数に上限を設けない。

但し、金銭的援助を必要とする行事開催の場合、各年度の予算執行状況により補助金額を減額した上での承認、又は金銭的援助が承認されないことがある。

## (主催・共催の承認手続)

第 4 条 行事を主催又は共催をしようとする者は、講演会開催申請書（別記様式1号）に所要事項を記入の上、原則として行事の開催の 2 ヶ月前までに、本支部長に提出しなければならない。

2 本支部長は、前項の主催又は共催の申請書を受けたときは速やかに商議員会に諮り、承認の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

但し、直近に商議員会の開催がない場合、幹事会において承認の可否を決定し、商議員会の事後承認をとるものとする。

(協賛・後援の承認手続)

第5条 行事を協賛又は後援をしようとする者は、講演会開催申請書（別記様式1号）に所要事項を記入の上、原則として行事の開催の1ヵ月前までに、本支部長に提出しなければならない。

2 本支部長は、前項の協賛又は後援の申請書を受けたときは速やかに幹事に諮り、承認の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

但し、直近に幹事の開催がない場合、本支部長が承認の可否を決定し、幹事の事後承認をとるものとする。

(報告)

第6条 承認された行事の開催後に、速やかに講演会開催報告書（別記様式2号）を本支部長へ提出しなければならない。本支部長はそれを商議員会へ報告するものとする。

附則

この規則は、平成23年2月21日から施行する。

精密工学会北海道支部

講演会開催 申請書

公益社団法人 精密工学会  
北海道支部 支部長 殿

申請者 氏名： \_\_\_\_\_ 印

精密工学会 北海道支部の（主催・共催・協賛・後援）により、講演会を開催したく、下記のとおり申請致します。

講演会	名 称	
	日 時	平成 年 月 日 時 分～ 時 分
	会 場 (住 所)	
	開催の種類	主催・共催・協賛・後援 ※いずれかに○印
	補助金	要（金額： _____）・不要 ※いずれかに○印
	備 考 (その他協力組織等)	
講 師 (講演の場合)	氏 名	
	勤務先	
	TEL / E-mail	/
講演内容 (講演の場合)	演 題	
	内 容 (100-150 文字程度)	
申請者	氏 名	
	勤務先	
	TEL / E-mail	/

※ 行事の開催案内等がございましたら、ご送付ください。

精密工学会北海道支部  
講演会開催 報告書

公益社団法人 精密工学会  
北海道支部 支部長 殿

申請者 氏名： \_\_\_\_\_ 印

精密工学会 北海道支部の支援により開催しました行事について、下記のとおり報告致します。

講演会	名 称	
	日 時	平成 年 月 日 時 00 分～ 時 00 分
	会 場 (住 所)	
	開催の種類	主催・共催・協賛・後援 ※いずれかに○印
	備 考 (その他協力組織等)	
開催内容	講演件数	件
	参加者数	名
申請者	氏 名	
	勤務先	
	TEL / E-mail	/

※ 開催行事に関して、本支部 web ページ等で報告する場合がございます。  
行事に関する記録写真等がございましたら、併せてご送付ください。